

(共催: 広島大学法科大学院・法学部)

日本土地法学会中国支部研究会

シンポジウム

令和3年民法・不動産登記法の改正とその影響

—所有者不明土地と相続登記の義務化等—

【ご案内】

所有者がわからない土地が非常に多いことが災害復興等でも社会問題となっています。そのようなこともあって、令和3年に民法・不動産登記法の改正等があり、土地を相続した者に相続登記を義務づける新制度が導入され、いよいよ本年4月1日から施行されます。

そこで、所有者不明土地に関連する他の問題も含め意見交換を行う機会を設け、皆様と理解を深めたいと思います。一般の方の参加も歓迎いたします(参加無料)。奮ってご参加ください。

【開催日時・場所】

日時: 2024(令和6)年3月30日(土) 13:00~17:00

場所: 広島大学東千田キャンパス・未来創生センター2階 M201/202 講義室

◎対面会場のみでの開催ですのでご注意ください(オンライン配信はありません)

【プログラム】

司会/概要	堀田 親臣(広島大学)
「所有者不明土地の意義と改正法の趣旨・目的」	野田 和裕(広島大学)
「所有者不明土地建物及び管理不全土地建物の管理命令」	岩元 裕介(広島大学・弁護士)
「相続登記の義務化と相続土地国庫帰属法等」	笹井 貴宏(司法書士)
「所有者不明土地問題に対する共有制度の見直し」	金 ミンジュ(広島大学)
<休憩>	
コメント・全体討論	

問合先: 広島大学法学部 堀田親臣研究室

730-0053 広島市中区東千田町 1-1-89

082-542-7243

chotta@hiroshima-u.ac.jp